

J R 東海労働関西地「申」第19号
2022年1月19日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「東海労働組合員に対する二度目の出向命令取消し」に関する緊急申し入れ

会社は、4名の東海労働組合員に対して昨年10月1日から予定していた(株)スリーエスへの出向を事前通知発令直前の9月16日に突然取消した。

そして今回、その内の1名の組合員に対して、前回の(株)スリーエスの出向取消しの説明も謝罪もなく1月17日から大阪運輸(株)に再び出向を命じた。

ところが会社は、1月13日に、突如として出向先である大阪運輸(株)から「出向の受け入れができない旨の連絡があった」として、出向取消しを命じたのである。

再び出向を取り消された組合員は、精神的な苦痛を受け、その家族の心労も計り知れない。ここに断固抗議すると共に、当該組合員に対して、正式な謝罪を要求する。さらに、三度このような事態が起きないように下記の通り申入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 当該組合員と家族に対して謝罪し慰謝料を支払うこと。
2. 当該組合員に「54歳原則出向」を命じた根拠を明らかにすること。
3. 出向命令の取消し理由が出向会社にあるとすれば、出向会社による契約の不履行に当たると考えるが、会社の見解を明らかにすること。
4. 当該組合員の精神的な苦痛やご家族の心労に対して、大阪運輸(株)に対して慰謝料を請求すること。
5. 本人の同意のない出向は行わないこと。
6. (株)スリーエス、大阪運輸(株)の出向取消しにより組合は、組合員の移動手続きや金融機関への名義変更等で多大な損害を被った。よって、その損失を補填すること。

以上